武家名目抄稿

弓箭部附録二

二

和書門 類
二五二〇六號
七七函
二九十十架
四四九冊 四五六

内閣文庫
和書 類
二五二〇六號
四五六冊
一五三函
一三架

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457(306)
函號 153 275

Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite
MSCCPPCC1214
MSCCPPPE1214
国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄稿苐二冊

弓箭部附録二目録

箭ニ姓名ヲ記ス

矢スクミ

ハズマキ

三年竹三伏

箭把

葦ノ矢

野矢
弽
弦巻
弦袋
一文ノ的
小的ノ皮
射垜
垜桁

山形
箭防
射翳
紋納様
宛來
木ホウ
金手皮
壺平題

サツヤ

綿繰

射手具足

狩胡簶

壺胡簶

箙

逆頬箙

梔箙

竹箙

山虚蒲高箙

箙ノハウ立

由伎

鞆

圓方

鞦

石鞦

金皷
簑
花簑
山簑
矢篭
箟撓
蟇目引目
笠掛蟇目

武家名目抄稿本二冊

弓箭部附録二

箭ニ姓名ヲ記ス

吾妻鏡云建保元年五月三日癸卯義盛重
擬襲御所然而若宮大路者匠作武州防戦
給町大路者上総三郎義氏名越者近江守
頼茂大倉者佐々木五郎義清結城左衛門
尉朝光等各張陣之間無據于擬融中略御方

兵由利中八郎維久於若宮大路射三浦之輩其箭註姓名古郡左衛門尉保忠郎従両三輩中此箭云々

矢スクミ

太平記云 楠正行最後条 正行ハ左右ノ膝口三所右ノホウ崎左ノ目尻箆深ニ射ラレテ其矢冬野ノ霜ニ臥タルカ如ク折懸タレハ矢スクミニ立テ仂タラカス

ハスマキ

分寸
弓馬問答云 笠掛蟇目のかハさく事 皮中分に青皮をはうふ所し祢と忠とはず 造を同し分黒さふり羽ふ蕉のスリ羽を恭ともする也

三年竹三伏

太平記云 俵藤太年 怪ケナル小男一人忽然トシテ秀郷カ前ニ来テ云ケルハ我此橋ノ

下ニ住事已ニ二千余年也貴戝往来ノ人
ニ量リ見ルニ今御辺程ニ剛ナル人未見
我ニ年来地ヲ争フ敵有テ動ハ彼カ為ニ
被悩可尓ハ御辺我敵ヲ討テタヒ候ヘト
懇ニコソ語ヒケレ秀郷一義モ不謂子細
有マシト領状メ則此男ヲ前ニ立テヽ又
勢多ノ方ヘソ帰ケル 中略 秀郷ハ一生涯カ
間身ヲ放タテ持タリケル五人張ニセキ

弦掛テ噬ヒ湿レ三年竹ノ節近ナルヲ十
五束三伏ニ拵テ鏃ノ中子ヲ筈本迄打ト
ホレニシタル矢只三筋ヲ手挾ニテ今ヤ
ヽヽトソ待タリケル

矢把（タハネ）

義経記云（伊勢三郎義経の臣下に成の条）我身もていの志
とゝあまてとうらい二所にて腰差と結
てそまれ真弓をもて矢たはね緒をといてをり

くりかけて太刀とりをひきぬき下ふをもと

葦ノ矢

延喜中宮職式 年追儺 親王以下執桃弓葦矢

桃杖儺ニ出宮城四門

助無智秘抄云追儺 十二月晦日 陰陽寮桃ノ弓

葦ノ矢ヲマイラス上卿以下コレヲトル

トキ弓ヲ撤シコレヲモツヘシ

野矢

寛正記云野矢の根ハ丸根ありさきとく尖

る根あり大よう也

又

云野矢ハ根巻をはくあり麻のもちより

此矢あり依て麻巻と云昔より此根多

巻あり野矢の羽ハ鴾鷺此羽をも付て

たかの羽まてさきあるも不苦と也

又云方羽の時ハ何ゟても小羽ハ山鳥也

引尾ありされハ常の矢ニ方羽ハあきこ也

野矢にも方羽の矢と云事鏑矢にてまと
なと此たくひあり
又云黒なる黒き羽をすへ尾なれハよき也
烏あり白羽も切斑あり白尾鷹也羽野矢
まゝ不服の事なり

弽

成氏年中行事云供奉之人々烏帽子直垂
弓鞢（鞢）ヲニテ鞢ヲ両方ニサシ引目ヲ弓ニ取

添

弦巻

軍陣聞書云志きの弓也弦ハ巻弦なりぬり重
ものゝ黒弦とハ常の弦の上紙をまきて太刀
の緒なとをちこのひもまくを世に弦
とよふなり又一方へまく事もありそれ
をも黒弦といふなりそれハ黒漆也黒漆
手紙ハ先端し射ありして後黒てぬる也

弦袋

百手聞書云西蔵弓袋之事 弓箭前聞書華
山例式のごとく用意して持つべし いずれ法。
袋ハ有まじきなり 世人の法ニ付本ノマヽにて寄て
も不苦候 勝負なき弓との付も有ハ有り射手
ほかつくへき相旅弟子ニ可聞

一 大ノ的

吾妻鏡云 七、三十三オ 文治三年八月十五日下今日儀

被召出之被仰可射流鏑馬之由盛澄申領状召賜御厩第一悪馬盛澄欲令騎之刻御厩舎人密々告盛澄云此御馬於的前必馳于右方也云々則出一的前寄于右方盛澄為生得達者押直弓射之始終無相違

小的ノ皮

要本記云こ御ゐゑうとはハこあるは名錦切
くたまうはハこうし筆あるとも世くみひし

あら紙も如く當流にハたゝむ紙を如く
又ハみとり松をもつく以法式も備る紙大小
まよ置て三尺五尺の儀有へし委く口傳
これ有

射垜

和名類聚鈔云射。垜。唐韻云垜他果反亦作揚氏漢語抄云射垜以。久。波。止。古。路。世間云射垜也阿無豆知今按又用垜字音明四聲

字苑云垜。埒。也

今川大草紙云的庭のまさハ廿ハ池弓まて三十三杖に射。垜。を築て云々
又云笠懸の射垜。ハ九杖に法まて七杖に的をたつるなり

垜桁

延喜木工寮式云垜。桁。廣六尺高七尺山。形。方二丈中略

山形

和名類聚鈔云周禮云郷射之禮五物其三

日皮本朝式云山形（和名夜萬加太）候後四許丈張
紺布幕矢者也
延喜木工寮式云山形簀子方二丈以為之中功二人

箭防
和名類聚鈔云文選東京賦注云乏（今按郎 乏少之）
乏但射之和名夜布世岐以革為之護執旌者之幕矢也

射翳
和名類聚鈔云射翳文選射雉賦注云翳於計
又隠也障也師説末布世所以隠射者也
夢我物語云志村の木三本おとてみとり
一のまとゆにハ大きのこと角二のまとゆ
よハ風りきの三郎てたきあれのあまさし
抱をところ田ほとうり

紐納様
武田射禮日記云紐納メヤウ先左ノヒチ
ニ弓ヲカヽヘテ西方ノ手ニテ紐ヲトキ

先ツ左ノ紐ヲハ刀ノ下ヘ廻シテ押カヒテ右ノ紐ヲ左ノ手ニテ肩ヘ打越テ傾テ左ノ手ニテ取テ左右ノ紐ヲ一ツニナシテ蕌袴ノ腰ニヲシカウヘシ打越タル紐三度マテカキテ夫ニカキアタスハ其納ル様ニテ可仕布革ヘ取リテ弐ニ納ルナリ

宛夾

木ホウ

扶桑略記云寛平六年九月五日對馬嶋司言新羅賊徒船四十五艘到着之由大宰府同九日進上飛驛使同十七日記曰中略所取雜物大將軍縫物甲冑貫革袴銀作太刀纒弓革胡簶宛。夾。保呂各一具已上附脚力多米常継進上

家中竹馬記云あかゞを小者にあまさすし

する時矢を放すに付つる指にかくる故上之掛て
持ちて掴の先に尤へかくる指を又付つる故
矢をはなすに付つるなりと云也二十も卅もさし
する事数不定尋常付る付けてすまし
後ハ廣く無之なり

金手皮

布衣記云弓矢事次五帯金手皮付但押折
之時ハ金手皮なし主人矢を持ひて持也

布衣調度懸持之随而調度懸ハ紫束衛府
時ニ捍折時所持也

壺平籙

サツヤ

萬葉集註釋云アメツチノカミヲライノリ
テサツヤナキツクシノシマヲサシテイ
クワレハサツヤトハハヤキ矢也

明月記云建久七年四月廿三日巳時着束

帯巻纓相具弓壺先懸テ
壺ハイタツカニ結付

綿繰

豫章記云推古天皇御宇三韓襲来ル戎人八千人鉄人為大将来然者伐射不叶以人為粮食爰益躬夷敵退治事家先例トテ勅来リ九州発向シ見給フニ味方一人モナシ詮方尽テ俄ニ知謀ヲ設先降乞テ申様云々即降ヲ赦彼鉄人馬ヲ先立テ打上ル

程益躬如何近付寄テ伺ヒ見ニ鉄身ト云ヘ共内身ノ處可有思ヒ窺見行程ニ須磨耶明石ノ浦傳景モ勝處ナレハ鉄人モ来輿足ヲ擧馬ノ上ヨリ遠見メ彼是問ケルヲ答体ニテ見レハ足ノ裏ニ眼有誠神明御現示ヨト喜テ神下ニ隠持タル矢ノ鏃ハ綿繰也名掃鬼以今度亦擧處ヲ拋矢被投ケレ趺ヨリ頭迄徹ケル

射手具足

今川大草帋云射手具足といふハ手纏下をつきたるなり

狩胡籙

續古事談云中原氏ノ人長兼武ヨリハシマレルナリソノ子近友兼近モ人長也兼近殿ノ随身ニテ有ケル時松尾行幸ニ御共ニ候テ社頭ニテ人長装束シテ還御ニ時ソレ装束ナカラカリヤナクヒヲヒテ御供ニ候ケル

壺胡籙

吉部秘訓抄云建久元年六十九今日中宮立后以後有御入内御輿慈花大夫兼左大将良経以下供奉大進長房在宮司列着縫腋袍門部随身帯壺胡中巾狩胡籙

箙

異本保元物語云廿四さしたるゑびらのうへ
よこの大かぶらを四まぜさしそへたり八まり
の中にたかきこそゑびらにはさしあり
いれたるとこそし

逆頬箙

枅箙

職人尽哥合ゑびらさいくの詞云さの
つゞらあみて柳ゑびらにする

竹箙

平家物語云 首尾ニ宗 羽の矢 山うけにたかうえびら
らに矢ともせうりとうりさして四花かいり
いれもしとせぬかへのあくへよせかけまする

山虚蒲 高箙

八 平家物語云 瀬尾 後条 家 瀬尾太郎兼康ニ鐵ホ
首鎧より喉縢の川ら是まて羅下 ㄓモ 手
家にゆ志思ひまいらせん人々ハ今ハ度妹首敵

のたまひ給ふ矢一射たりけるを也と披露して
りければ備前備中備後三ヶ國の兵とも
あつまりて物具所從ともを平家の陣
へまゐりけるを備へおきて多くの老者とも
瀬尾ハ保生きて殿ハうき北直垂に洗
もし殿ハ布の小袖にあさのはかまなりし
服衣洗黒岩山廬蘭たる箙に矢ともさし
さしかきおひて我もと瀬尾か伴人なり

あつまる

箙ノホウ立

平家物語云 倶利伽羅谷 平家是をハ夏にもたず
はかま あひおひて日を待まちて四の家
之自去秋に南まて廻る攝津一萬余
騎倶利伽羅の谷追にまつりあひ箙のおもて
いそ打まさき関氏とつとを作りける
又云 木曽殿 是明か其日の為射たちの直垂

に黒糸威の鎧着て 黒漆の太刀を帯廿四さ
いたる黒幌の矢負滋籐の弓脇に挟甲
をハ脱て高紐にかけ箙のあハりまきより
小硯手紙取出し書を既にかんとし

由伎

萬葉集云麻須良男能由伎蒔里於比豆伊
田豆伊氣波和可礼乎々之美奈氣加家牟

都麻

鞆

萬葉集云大夫之鞆乃音為奈利物部乃大
臣楯立良思母

圓方

萬葉集云大夫之得物矢(トモサ)拵立向射流圓方
波見尓清潔之

鞦

北條五代記 ミれ節持合るとて鞦より節

切をゑ矢をさし有つる大房股の形を云也

後知し

石靫

古事記云天忍日命天津久米命二人取二負天之石靫一取二佩頭椎之太刀一

金靫

日本書紀云大伴長德、、、帶二金靫一立二於壇右一大上健部若君帶二金靫一立二於壇左一

籫

古今著聞集云義光時秋か思所をおしはて関にうちよりて馬よりおりぬ人をさけのけて柴を切はらいて楯二枚をしきて一枚ハ義光座し一枚には時秋をすへ給ハりてうつぼより一帋の文書をとり出て時秋にみせけり

多義物語云両節ハよし詞か大きれいのりといきよしきとてうつぼより大のまきぬき

加り居き候をよしむかしにあてゝ合ハ一度ニ有る
ふ
太平記云紀州竜門山軍事　軽々トシタル一枚楯
ニ簑引付タル野伏共千余人東西ノ尾崎
立渡リ如ニ雨降散々ニ射ル
高忠聞書云ちりつはめ矢にてつき候事
矢の数七九十一あり四月より九月迄ハ金
四ツを上手十月より二月迄ハ四金ニて

を用ゐさ候七度の時ハ金ニて又二つと
四つ矢ニ法梅矢三ありまやとまる
様との金矢とハ今の事をんし金を云へし
九と時ハまや五つとの金矢二度四まよ
毎六十まて時ハ四金ニて三つと四金矢二
三や五度あり是ハ当大法姓の事あり
成ハおろしさせともさ候ニ横有らつかふ
されつき次第の事

是ハ四月より九月迄のさし様

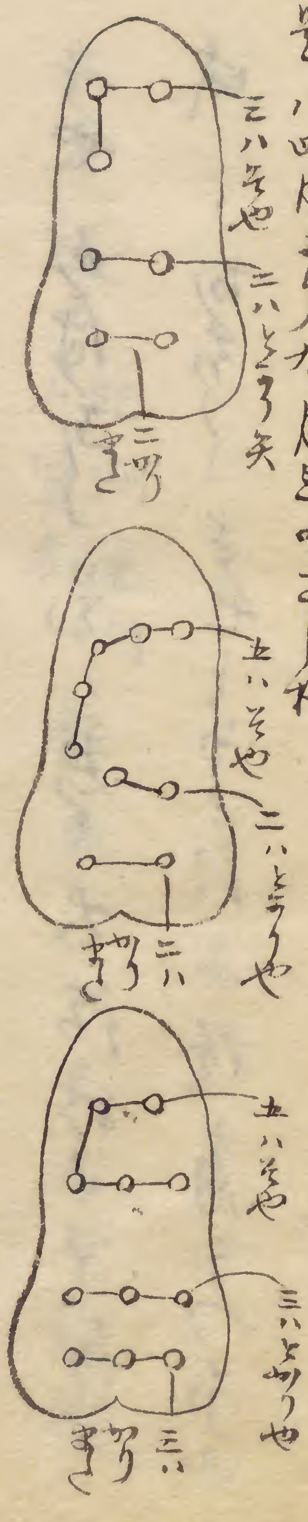

是ハ十月より三月迄のさし様

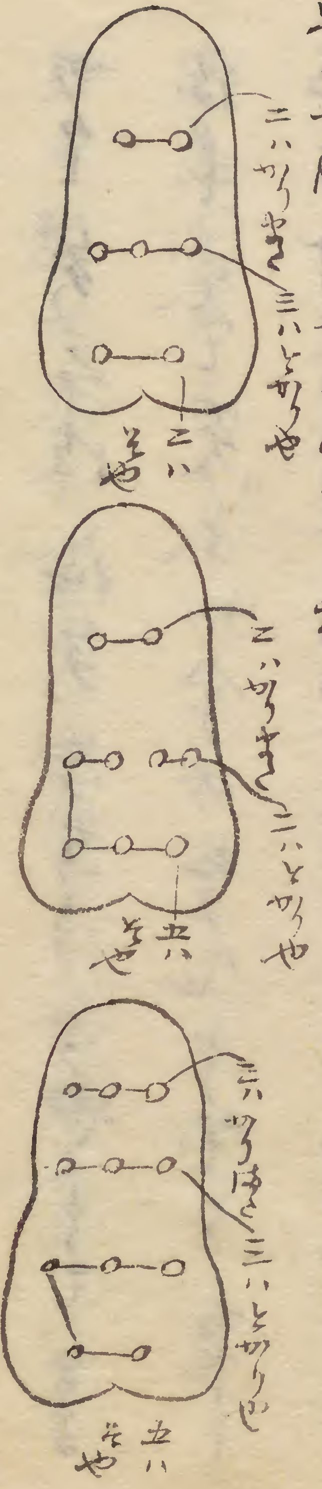

又云ふつ卿のたての事とも花をたてのけをとらぬ
やはらぬ花をそえるけしきをいはざる

花養

蕪玖波集云松山の花をもちて加へ出侍ると
てうぬはふたの枝をさして一条の大路
をとほりけるみちしほの間より女の袖をみて
おさしく見ゆる花ぶりのうちをといひけれ
ハあるよりおひて蕪家基友のうめやさく

らしのをして めへきん

山箙

平家物語云 後条 背尾 箙 もよおされて あまりひ

はうき比ひきれみつあひもしかまひハぬの

小袖にあか川多村りしろくさのたちしまきつ

ゆりきて 山鳥の尾にたはえひらに矢をおひ

そりさしてこう於ひ弓もしと世紀かこのも

とへをせあはまる

矢籠

義経記云 義経吉野山を落給ふ条 四つの大荒めのよろひ

ろあをき腹巻に袖付て甲のをしめ

しこに矢をさゝせたりけるをかきおひて弓

つゑにつき長刀身にそへにひはさみて宿

老まさきに立

箙境

義経記云 奥州国司顕 家卿上洛条 部井十郎高木三郎

少モ前後ヲ見ツクロハス只ニ騎馬ヲ颯
ト打入テ今日ノ軍ノ先懸後ニ論スル人
アラハ河伯水神ニ向テ問ヘト高聲ニ呼
テ篦撓ニ流ヲセイテソ渡シケル

蟇目 引目

宇治拾遺物語云今ハ昔のし甲斐國にた
地の侍ありけるものゝ夕くれに館をいてゝ
家さまに行ける道に狐のあひたりける
を追かけてひきめしていけれは狐のこしに
射あてゝけりきつね射まろはかされてなきわひ
てこしをひきつゝ草に入にけり此男
ひきめをとりて行程に云々

十六
古今著聞集云中将のもとより犬一足きたりて
思ひけるを宗任ちいさきひきめをもていさ
まけるに犬いつきてきいしとなきてはなち
手を取ておほしきほとに矢つきはせに射て

けり
又云 西上庄引付条 上庄の時勝ありけるに
ひきめ一えんとりて一をとりくしてまいつ
らせて舟の屋かたをすえいて悪党等の乃
そとの中事いりにもつのる屋のうちへとめぬへ
くまたきはあれりとかとくえまいりといふを海
賊一人もおこくりして出向かう云をたてまつり
たり海賊の舟に幕ひきかけして身をつきて

て舟中に悪党等数おほく有けり
何まいりて上庄の時頼引目をかけて海
賊射さるに海賊くまり蟇目をとへとかく
しきりひきめを以てうして通ぬれは
則ち河のある家をいたりのまにて矢つきたつり
んえんとうをもて舟ちかくの二月のあいだを
射てうつかしこいふせてたり
平家物語云 法住寺合戦条 今井四郎兼平引目

お中ふ火をのミし法住寺殿の御所方様ふ
射こてありけれハ折節風はけしく猛火
ハ天ふ燃上り焔ハ虚空ふ満ちたり
源平盛衰記云 斎明射蟇目条 斎明ツラヽヽ案シ
ケルハ平家ハ聞躰十萬余騎木曽ハ僅ニ
十分カ一サレハ軍ニ負テ平家ニ生取ラ
レテ憂目ヲ見ムヨリ返リ忠シテ平家チ
カラヲ副ムト思フ心ツ付ニケル薄キ切

紙ニ細々ト状ヲ書テ蟇目ノ中ニ入テ平
家ノ陣ヘ射渡タリ平家ハ此ノ蟇目ノ鳴
ヌ軍（事）コソ怪ケレトテ取リ上ミレハ中ニ
切紙ノ文アリ披テ見ルニ云々
十八四十ウ 吾妻鏡云建久元年十一月六日丙辰甚雨
凌雲雖可有御入洛依道虚并御衰日延引
令逗留野路宿給今日騎馬勇士在門前無
礼也中略件男已退去之程也義盛挟引目追

射之則落馬于時義盛郎従等擬取之間子
細之處大舎人允藤原恭頼也
又云建保元年九月廿六日癸亥宗政自下
野国参着斬重慶首持参之由中略凡右大将
家御時可厚恩賞之趣頻以雖有厳命宗政
不諾申、望給御引目於海道十五箇國中
可糺行民間無礼之由令啓之間被重武備
云々

又云仁治二年九月廿二日丁未左親衛自
藍澤被帰数日踏山野無猪鹿多獲之其中
無一者親衛以引目射取之為先代未聞珎
事之由諸人一同感申
高忠聞書云ひき目の事目ハ九目也目の上一分
目のさえぬやうに布をまぜて地をしてく
ろうるしにてぬりくらくいろをとゝのえて
ひき目の寸ハ四寸也この目の定但昔より四寸とハ

定まれる寸もなし大小の事ハ弓の力により
ても寸へし矢のよきのきくらしうつハ又目を
七目ともまうなり但異説あり
又云引目のとうすまわりをとるをハ篦くち
の方といふなり
又云大ハ引目の四めもこうしてもいふなり
ちきの時ハ根の羽なとまてハせぬものなり
中差なとにて丈し

騎射秘抄云引目乃羽の事昔様ニ何あるに
をハくをしへあるも的矢なとに様ニ尾継る又
当世ハをそ篦ニ矢本の羽を少もをきくハ
してはきぬる
柳蟇目ハ其目の蝦蟇の目ニ似たる故の名也
ともいふ又云蟇此蟇の鳴ニ似たるか故也なと
いふ普通の説あれといつもあるへき響目と
いふまつのあれるなりといふにぞ 武林 京師 にたよき説

あるへき蟇目拾目引目なと書ハ皆例の字
訓を假りたるなり元こゝ類文字によりて附
會せるものなりけり

笠懸引目

長禄二年以来申次記云細川治部少輔
御笠懸引目并的弓進上
年中定例記云正月十五日今日より両ケ日
之儀以進上の御太刀よりはしめて八幡へ

御所へまいらする的弓笠懸引目は前にさこう
多忠聞書云笠懸如此事さたし箆なり也為
し八羽中をとらすしてこの箆なるあり此
そし箆異徒也まずハ的矢のことくなるへし
羽の事其羽なあり鶴の羽異俄なきとも
くるしからずとぞ鶴の羽なき時ハ如何にし黄
徒なるあり引目なるとて皆なりそれ
の笠懸なとの引目にハとりまきたけくさき

するくいましき也矢の羽こみの事口伝有り
とい又是ハ子細ありて中事也矢々よ
見て見ハうひて伝へりそ也たかの羽
鳥けは五寸何寸りの鵠にきて笠懸犬射
うりの羽鳥けハ寸一二分可然給切の定ある
へり
今川大草紙笠懸的の条云羽ハ薄くろく条
まで右く者り羽ハ切斑中黒元黒等あり河の

見と云鳥の羽をも用有り
職人盡哥合ひきめ作りの哥ハかくひハ二のきめけ
ひきめぬきこめしいと見えも見えの有りけり
有りけれ
又ある絵の羽を一尺ゆ何ある所ひきめハ今重
にくゝて有は一の中の也

武家名目抄稿　第二冊

明治十六年四月八日旧稿校正　小野由久

同年同月八日再校并書　日下部利博

同月十日以旧稿遂一校了

同十八年四月　校合　深澤政長

圖書局文庫

[illegible]年四月　校合　深澤政[illegible]

[illegible]

同年同月八日再校本書　日下部[illegible]軒

明治十六年四月八日[illegible]校正　小野由之

国立公文書館
National Archives of Japan